審尋

審判請求の番号	不服２００８－　２１１１５
（特許出願の番号）	（特願２００３－５３６５１８）
起案日	平成２１年１０月２０日
審判長　特許庁審判官	野村 亨
請求人	海尔集团公司（外１名）　様
代理人弁理士	特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ　様

この審判事件について、下記の点に対する回答書を、この審尋の発送の日から３ヶ月以内に提出して下さい。

記

この審判事件については、審査官による審査（特許法第１６２条、前置審査）の結果、以下の《 前置報告書の内容 》のとおり、特許をすべき旨の査定ができない旨の報告（同法第１６４条第３項、前置報告書）が特許庁長官になされました。この審判事件の審理は、今後、この《 前置報告書の内容 》を踏まえて行うことになります。

この審尋（同法第１３４条第４項）は、この審判事件の審理を開始するにあたり、《 前置報告書の内容 》について、審判請求人の意見を事前に求めるものです。意見があれば回答してください。

（備考）

・この審尋は、拒絶理由の通知（同法第１５９条において準用する同法第５０条）ではありません。したがって、この審尋の回答に際し、同法第１７条の２に規定する補正をすることはできません。なお、拒絶査定の理由と異なる拒絶理由があり、合議体が必要と判断した場合には、あらためて拒絶理由が通知され、同法第１７条の２に規定する補正の機会が与えられます。

・以下の《 前置報告書の内容 》を検討した結果、この出願についての審判の手続継続の意思がなくなった場合には、審判請求を速やかに取り下げてください。

・回答がない場合であっても、審理において不利に扱うことはありませんが、合議体が審判の手続継続の意思について確認する場合があります。

・なお、前置報告書を利用した審尋に対する一般的なご質問等がありましたら、審判部審判企画室（e-mail：PA6B00@jpo.go.jp、又は電話03-3581-1101内線5851）までお問い合わせ下さい。また、この審尋の内容についてのご質問は、最後に記載された問い合わせ先にお願いいたします。

《 前置報告書の内容 》

前置報告書

審判番号	不服２００８－０２１１１５
特許出願の番号	特願２００３－５３６５１８
特許庁審査官	長馬　望　　９２３６　３Ｋ００
作成日	平成２０年１１月　７日

この審判請求に係る出願については、下記の通り報告します。

記

平成２０年９月８日付の手続補正書により補正（以下、「審判請求時の補正」という。）された特許請求の範囲の請求項１に係る発明は、「前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、」とは限定されているが、拒絶査定時の請求項１に係る発明の構成である「前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能である」なる構成を限定してはいない。したがって、審判請求時の補正は、限定的減縮に該当しないおそれがあり、この場合、審判請求時の補正は、特許法第１７条の２第４項の各号に掲げるいずれの事項を目的とするものにも該当せず、同法第１７条の２第４項の規定に違反するものであるから、同法第５３条第１項の規定により却下されるべきものである。

そして、この出願は原査定の理由に示したとおり拒絶されるべきものである。

また、上記審判請求時の補正が限定的減縮に該当すると仮定しても、補正後の請求項１に係る発明は、引用文献１～３記載の発明に基づいて当業者が容易になしえた発明であるから、特許法第２９条第２項の規定により、独立して特許を受けることができない。

引用文献１には駆動力入力端と２つの駆動力出力端とを含み、駆動力出力端の一方が攪拌器軸に接続されて、攪拌器軸を一方の方向に回転させ、駆動力出力端の他方が中空の内槽軸に接続され、中空の内槽軸を他方に回転させる洗濯機の伝動機構について記載されている。

引用文献２には、二対の歯車軸（入力軸２aとたわみ軸３－３）に二対の歯車

部（入力歯車３－１と小歯車（第１の小歯車３－２と第２の小歯車３－４からなる））がそれぞれ設置されており、かつ互いにかみ合っており、中空の外軸５の内側に内軸４が設置され、かつその中で回転子、内軸４の一方の端部が中空の外軸５の端部を超えて延在しており、内軸４の一方の端部に設置された内軸用大歯車３－６が前記二対の歯車部の一方（小歯車）とかみ合っており、中空の外軸５の一方の端部に設置された外軸用大歯車３－７が前記に対の歯車部の他方（入力歯車３－１）とかみ合っており、入力軸２aにディーゼル主機関の回転軸を接続した伝動機構について記載されている。

また、引用文献３には、二対の歯車軸をにそれぞれ互いにかみ合う二対の歯車が設けられた伝動機構において、駆動モータにより回転させられる駆動軸に第３ギヤ５１を設け、該第３ギヤが上記二対の歯車の一方とかみ合う伝動機構について記載されている。

したがって、本願の請求項１に係る発明は、引用文献１記載の発明の伝動機構に引用文献２記載の伝動機構を適用すると共に、引用文献３記載の発明のギヤを介して駆動源からの動力を二対の歯車の一方に入力する構成を適用して、当業者が容易になしえたものであり、特許法第２９条第２項の記載により、特許を受けることができない。また、同様に本願の請求項２～１６に係る発明も特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

したがって、当該補正後の請求項１～１６に係る発明は、独立して特許を受けることができない。

よって、この補正は特許法第１７条の２第５項において準用する同法第１２６条第５項の規定に違反するものであるから、同法第５３条第１項の規定により却下されるべきものである。

そして、この出願は原査定の理由に示したとおり拒絶されるべきものである。

引用文献等一覧

１．特開昭５９－１７１５８８号公報（拒絶理由通知で引用）

２．実願昭６１－１７９１８２号（実開昭６３－８５４９５号）のマイクロフィルム（新たに提示）

３．実願昭６３－１１１５８２号（実開平２－３２８２２号）のマイクロフィルム（新たに提示）

審判長	特許庁審判官	野村　亨	8012
	特許庁審判官	菅澤　洋二	7618
	特許庁審判官	佐々木　一浩	9427